

令和 7 年度大気等測定分析業務委託（単価契約） 仕様書

1 件名

令和 7 年度大気等測定分析業務委託（単価契約）

2 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 委託場所

東大阪市内の東大阪市の指定する場所

4 業務内容

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び東大阪市生活環境保全等に関する条例等による工場等の規制指導や市民の苦情等に対応するための測定分析。

5 分析委託内容

- ・ 煙道排ガス中のばいじん及びダイオキシン類
- ・ 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び東大阪市生活環境保全等に関する条例に定める有害物質
- ・ 悪臭防止法に定める特定悪臭物質
- ・ 臭気濃度（官能試験）

事業場での検体採取及び分析の他、本市で採取した検体の分析を委託する場合（持込検体）があります。

※測定分析項目の詳細は測定価格設計表のとおり。

6 分析方法

法令の定めのあるものはそれに従い、定めのないものは、東大阪市の指示に従うものとする。

7 結果報告

精度管理をふまえ、計量証明書を添付し、速やかに報告すること。また、測定結果が出次第、速報値を報告すること。

測定結果は1部提出すること。

8 契約方法

測定項目ごとの単価契約とする。

9 契約単価

別紙「測定価格設計表」の測定項目におけるそれぞれの配分率に入札金額を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）。

（上記で得られた、別紙「測定価格設計表」の全項目の契約単価の額を合計しても入札金額と同額にならない場合は、諸経費額を増減して調整するものとする。）

10 入札金額

別紙「測定価格設計表」の全項目の契約単価の額を合計した額

11 支払方法

東大阪市財務規則及び契約内容によるものとする。

12 環境配慮事項

車は低公害車を使用し、速報値等の報告はできるだけ電子媒体（メール）を使用する等、環境に配慮すること。

1 3 その他

本仕様書に明記されていない細部の事項及び業務中に疑義が生じた場合は、東大阪市公害対策課と協議し、その指示を受けること。

別表

測定価格設計表

関係法令	No.	分析項目	備考	検体	配分率 (%)	契約単価 (円)
	1	ミスト等(水分量・温度・流量等含む)	煙道排ガス中の等速吸引を必要とするもの	1	1.17	
大気汚染防止法	2	ばいじん		1	1.52	
	3	No.2の中に含まれる重金属(亜鉛及びその化合物等)		1	0.92	
	4	窒素酸化物		1	0.87	
	5	いおう酸化物		1	0.65	
	6	カドミウム及びその化合物		1	0.86	
	7	鉛及びその化合物		1	0.86	
	8	塩素		1	0.64	
	9	塩化水素		1	0.64	
	10	弗素		1	0.74	
	11	弗化水素		1	0.86	
	12	弗化珪素		1	1.08	
	13	水銀及びその化合物	粒子状+ガス状	1	1.76	
	14	揮発性有機化合物濃度	(環境省告示第61号(平成17年6月10日))	1	1.23	
	15	大気中アスベスト濃度		1	1.25	
	16	建材中のアスベスト定性分析		1	1.96	
	17	建材中のアスベスト定量分析		1	1.66	
大阪府生活環境の 保全等に関する条 例(有害物質)	18	アクリロニトリル		1	0.97	
	19	アセトアルデヒド		1	0.92	
	20	塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)		1	1.15	
	21	塩化メチル(クロロメタン)		1	0.97	
	22	クロム及び三価クロム化合物		1	1.01	
	23	クロロホルム		1	0.97	
	24	酸化エチレン(エチレンオキシド)		1	1.03	
	25	1, 2-ジクロロエタン		1	0.97	
	26	ジクロロメタン(塩化メチレン)		1	0.97	
	27	テトラクロロエチレン		1	0.97	
	28	トリクロロエチレン		1	0.97	
	29	トルエン		1	0.92	
	30	ニッケル化合物		1	0.80	
	31	ヒ素及びその化合物		1	0.80	
	32	1, 3-ブタジエン		1	0.82	
	33	ベリリウム及びその化合物		1	0.98	
	34	ベンゼン		1	0.92	
	35	ホルムアルデヒド		1	0.92	
	36	マンガン及びその化合物		1	0.80	
	37	六価クロム化合物		1	1.13	
	38	水銀及びその化合物	ガス状	1	0.92	
	39	プロピオンアルデヒド	1号規制(大気中)	1	0.92	
	40	ノルマルブチルアルデヒド		1	0.92	
	41	イソブチルアルデヒド		1	0.92	
	42	ノルマルパレルアルデヒド		1	0.92	
	43	イソパレルアルデヒド		1	0.92	
	44	プロピオン酸		1	0.97	
	45	ノルマル酪酸		1	0.97	
	46	ノルマル吉草酸		1	0.97	
	47	イソ吉草酸		1	0.97	
	48	アンモニア		1	0.76	
	49	メチルメルカプタン		1	0.96	
	50	硫化水素		1	0.96	
	51	硫化メチル		1	0.96	
	52	二硫化メチル		1	0.96	
	53	トリメチルアミン		1	0.99	
	54	アセトアルデヒド		1	0.92	
	55	イソブタノール		1	0.92	
	56	酢酸エチル		1	0.90	

悪臭防止法	57	メチルイソブチルケトン		1	0.90	
	58	トルエン		1	0.90	
	59	スチレン		1	0.90	
	60	キシレン		1	0.90	
	61	プロピオンアルデヒド	2号規制(排出口)	1	0.92	
	62	ノルマルブチルアルデヒド		1	0.92	
	63	イソブチルアルデヒド		1	0.92	
	64	ノルマルバレルアルデヒド		1	0.92	
	65	イソバレルアルデヒド		1	0.92	
	66	アンモニア		1	0.76	
	67	硫化水素		1	0.96	
	68	トリメチルアミン		1	0.99	
	69	イソブタノール		1	0.92	
	70	酢酸エチル		1	0.90	
	71	メチルイソブチルケトン		1	0.90	
	72	トルエン		1	0.90	
	73	キシレン		1	0.90	
	74	メチルメルカプタン	3号規制(排水中)	1	0.96	
	75	硫化水素		1	0.96	
	76	硫化メチル		1	0.96	
	77	二硫化メチル		1	0.96	
	78	臭気指数(濃度)		1	3.49	
ダイオキシン類特別対策措置法	79	ダイオキシン類(諸経費込)		1	14.00	
	80	諸経費(ダイオキシン類以外)		1	7.85	
		合計額		1	100	

注:

- ・ 持込検体の場合、諸経費は要しないものとする。
- ・ No.80の諸経費は、人件費、車両費、機器損料、消耗品費、その他経費等とし、1日につき1事業所で1つとする。
(ただし、複数項目の測定において、No.79の項目が含まれる場合、No.80の項目は適用しないものとする)
- ・ ダイオキシン類の分析には排ガス量・CO・O₂の測定を含む。
- ・ No.31は、亜鉛及びその化合物等とし、それ以外の重金属であって、かつ上表に含まれないものについては、別途本市と受注者間で協議の上、価格決定するものとする。